

お子様がお家に帰ったら

～在宅で医療的ケアが必要な方のガイドブック～

発行 令和6年3月 海老名市医療的ケア児支援協議会
改定 令和8年4月



「海老名市イメージキャラクター えび～にゃ」

はじめに

NICU（新生児集中治療管理室）から退院し地域で生活しているものの、引き続き人工呼吸器の使用や喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする児童を「医療的ケア児」と呼び、令和3年9月18日には医療的ケア児の生活を社会全体で支援するため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

市では医療的ケア児とそのご家族が海老名市で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉、教育等の各機関の連携を目的とした「海老名市医療的ケア児支援協議会」を令和5年度に設置し、情報提供や施策の検討を行っています。

本協議会での協議事項も踏まえ、医療的ケア児とそのご家族が、適切なタイミングで支援を利用し、将来の生活へのイメージを持つことの一助になればとの思いから、相談先や支援制度等をガイドブックとしてとりまとめて、発行することにしました。

医療的ケア児とそのご家族の皆さんが、海老名市で安心して生活を送るために、役立てていただければ幸いです。

海老名市医療的ケア児支援協議会

目次

① [相談窓口](#)…P4～P5

連絡先、業務内容など

② [医療費助成に関する事](#)…P7～P8

各医療受給者証について

③ [手当](#)・[年金](#)・[共済](#)に関する事…P9～P11

④ [医療サービスに関する事](#)…P13～P14

訪問診療・訪問看護など

⑤ [障害福祉制度に関する事](#)…P15～P17

各手帳・福祉サービスについて

⑥ [近隣で医療的ケア児が利用できる事業所](#)…P18

児童発達支援事業所など

⑦ [保育・教育に関する事](#)…P20

保育園・幼稚園・小学校について

⑧ [兄弟姉妹児のサポートに関する事](#)…P21

ファミリーサポート事業など

⑨ [気軽に遊びに行ける場](#)…P22

⑩ [福祉避難所について](#)…P23～P24

⑪ [災害への備え](#)…P25～27

海老名市ホームページでの検索方法



問合せ先が海老名市役所の所管課の場合は、ホームページから内容をご確認いただけます。

その他の機関が問い合わせ先の場合は、各ページにあるQRコードから確認ください。



◀ 海老名市ホームページ

こちらに、制度・サービス名を入力して検索してください。

相談窓口

部署名	住所	問い合わせ先	業務内容
障がい福祉課	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1	046-235-4812 046-235-4813	障害者手帳の交付や福祉サービスの申請窓口
こども育成課	〒243-0422 海老名市中新田377番地	046-235-7885	予防接種に関すること、乳幼児健診、お子さんの健康に関する相談
保育・幼稚園課	〒243-0422 海老名市中新田377番地	046-235-4824	保育所に関すること、私立幼稚園に関することの相談
教育支援センター (えびりーぶ)	〒243-0422 海老名市中新田392-1	046-234-8764	入学を迎える方、就学中の児童に関する相談
えびな在宅医療相談室	〒243-0421 海老名市さつき町41番地 (海老名市医療センター 2階)	046-231-8650	海老名市医師会の在宅医療の相談窓口です。看護師が相談に応じます。電話または直接ご相談ください。
障がい児歯科診療 (厚木市歯科保健センター)	〒243-0018 厚木市中町1-4-1 (厚木市保健福祉センター 1階)	046-224-6081	県央地区にお住まいで、障がいのある方を対象に、歯科診療、摂食嚥下発達支援診療や口腔衛生指導を行っています。申し込みは電話かFAX

相談窓口 その2


部署名	住所等	問い合わせ先	業務内容
grand-mere(グランメール)	〒243-0422 海老名市中新田1-13-19	046-206-6605	医療的ケア児コーディネーターの資格を有した相談員が在籍しています。(相談業務のほか、児童発達支援、放課後等デイサービス等を営んでいます。)
ティーズ相談事業所	〒243-0422 海老名市河原口1-1-7 杉山ビル207	046-208-2595	医療的ケア児コーディネーターの資格を有した相談員が在籍しています。
かながわ医療的ケア児支援センター (県央ブランチ)	【相談日時】 火・水・木 9時30分-16時00分 ※12時00分-13時00分を除く	070-3197-8165	お住まいの地域の医療的ケア児支援の専門資格を持つ相談員(医療的ケア児等コーディネーター)等がお受けします。日常的な様々な相談について、市町村や学校などの関係機関と連携して、必要な支援につなげるとともに、必要に応じてその後のフォローアップも行います。

< ライフステージごとの支援等一覧 1 >

※条件等ございますので、詳細は各種窓口へお問い合わせください

	名称	0歳～	小学校～	中学校～	高校～	18歳～	20歳～	各種窓口	備考
医療費助成	養育医療給付	■						国保医療課 046-235-4823	
	小児慢性特定疾病医療費助成制度	■				□		厚木保健福祉事務所 046-224-1111	新規申請は18歳、継続は20歳まで
	自立支援医療(育成医療)	■						障がい福祉課 046-235-4812	
	自立支援医療(更生医療)					■			
	子ども医療費助成	■							
	障がい者医療費助成	■							
手当	障害児福祉手当	■						国保医療課 046-235-4823	
	特別児童扶養手当	■							
	特別障害者手当						■		
年金・共済	障害基礎年金						■	障がい福祉課 046-235-4812	
	心身障害者扶養共済制度	■							

医療費助成に関すること

名称	対象者	助成額	問い合わせ先
養育医療給付	出生時の体重が2,000グラム以下または諸機能が特に未熟な乳児で、医師が指定養育医療機関において入院療養を必要と認めたもの。	保険診療による医療費の自己負担額（食事代を含む）を助成します。	国保医療課 046-235-4823
小児慢性特定疾病医療費助成制度  ◀ 神奈川県ホームページ	18歳未満で小児慢性特定疾病にかかっている児童等。なお、18歳到達以前から医療費助成を受けていて、引き続き治療が必要な方は20歳到達まで利用できます。	保険診療の自己負担分の医療費の一部を助成します。	厚木保健福祉事務所 046-224-1111 (代表)
自立支援医療（育成医療）	18歳未満の身体に障がいがある児童または医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できる児童。	治療に要する医療費の一部。 ※原則として保険診療の1割の金額が自己負担、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。	障がい福祉課 046-235-4812
自立支援医療（更生医療）	18才以上の身体障がい者でその障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるもの。	治療に要する医療費の一部。 ※原則として保険診療の1割の金額が自己負担、所得に応じて月額負担上限額が設定されます。	障がい福祉課 046-235-4812


医療費助成に関すること その2

名称	対象者	助成額	問い合わせ先
子ども医療費助成	0歳から高校3年生の子どもに小児医療証を交付します。	保険診療による医療費の自己負担額を助成します。	国保医療課 046-235-4823
障がい者医療費助成	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳（1級～3級）・療育手帳（A1、A2、B1、B2）（IQ75以下） ※平成25年4月1日以降に65歳以上で新たに障がい者に認定された方は対象外	保険診療による医療費の自己負担額を助成します。（入院時の食事療養費、生活療養費は自己負担）	国保医療課 046-235-4823

手当に関すること

名称	対象者	助成額	問い合わせ先
障害児福祉手当	在宅で20歳未満の身体または精神（知的含む）に重度の障がい者を有する者。申請は診断書で可能。（手帳有無は問わない）	月額 16,560円 （令和8年4月現在） ※手当の月額、物価変動等により今後改定されることがあります。	国保医療課 046-235-4823
特別児童扶養手当	該当の20歳未満の障がい児を養育する保護者に対し支給する。申請は診断書で可能。（手帳有無は問わない）	1級：月額 58,450円 2級：月額 38,930円 （令和8年4月現在） ※手当の月額、物価変動等により今後改定されることがあります。	国保医療課 046-235-4823
特別障害者手当	在宅で20歳以上の身体または精神（知的含む）に重度の障がい者を有する者。（病院等に継続して3カ月以上入院している又は施設等に入所されている場合、一定以上の所得がある場合は対象外）	月額 30,450円（令和8年4月現在） ※手当の月額、物価変動等により今後改定されることがあります。	国保医療課 046-235-4823
神奈川県 在宅重度障害者等手当	支給年度の8月1日時点で6か月以上神奈川県内に継続してお住まいの方で、要件をすべて満たす方	年額60,000円	国保医療課 046-235-4823 神奈川県 障害福祉課 045-210-1111(代表)

年金に関すること

名称	対象者	支給額	問い合わせ先
障害基礎年金	<p>1～3の条件を全て満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初診日が国民年金加入期間、または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間の間にあること。 2 障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、または、症状が固定した日）、または20歳に達したときに、障害等級表の1級または2級の障がい該当すること。 3 初診日の前々月までに保険料を納めた期間（免除期間・学生納付特例・納付猶予の承認期間を含む）が、加入期間の3分の2以上あること。 <p>※ただし、初診日が令和8年3月31日以前にあるときは、この要件を満たしていなくても、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納がなければ納付要件を満たします。</p> <p>【20歳前の傷病】 20歳前に初診日がある場合には、20歳になったとき（障害認定日が20歳以降のときは障害認定日）に障害等級基準を満たしていれば支給対象になります。 ※本人の所得制限有り</p> <p>【事後重症制度】 障害認定日に障害等級表に該当していなくても、その後65歳になるまでに該当した場合、年金が受けられます。 ※65歳に達する前に請求が必要 ※老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない場合に限る</p>	<p>1級 1,059,125円 2級 847,300円 (令和8年4月現在)</p>	<p>国保医療課 046-235-4823</p> <p>厚木年金事務所 046-223-7171</p> <p>※申請者の年金加入歴、病歴に応じて申請窓口が変わります。</p> <p>※相談時は要予約</p> <div style="text-align: right;">  <p>厚木年金事務所 ホームページ</p> </div>

共済に関すること

名称	対象者	支給額	問い合わせ先
心身障害者 扶養共済制度	<p>将来独立自活することが困難であると認められる知的障がい者、身体障がい者（1～3級）、精神障がい者の扶養者で、次の要件に該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。 2 加入時、市内に住んでいること。 3 特別な疾病や障がいがなく、健康であること。 <p>※障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人です。</p>	<p>月額2万円/口（最大2口まで）</p> <p>障がい者を扶養している方が毎月一定の掛け金を納めることにより、扶養者が死亡または著しい障がい者の状態になったとき、その方が扶養していた障がい者に年金を支給します。</p> <p>※掛け金は加入者の加入時の年齢・加入時期に応じて異なります。</p>	<p>障がい福祉課 046-235-4812</p>

< ライフステージごとの支援等一覧 2 >

※条件等ございますので、詳細は各種窓口へお問い合わせください


	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	19歳～
医療 サービス	訪問診療										
	訪問看護・訪問リハビリテーション										
障害 福祉 制度	障害児相談支援(計画相談支援:18歳～)										
	居宅介護(重度訪問介護:18歳～)										
	短期入所(ショートステイ)										
	児童発達支援(医療型・居宅訪問型)						放課後等デイサービス			生活介 護等	
	保育所等訪問支援										
	障害児入所施設(障害者入所施設:18歳～)										
	地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)										
	補装具・日常生活用具										
	福祉タクシー券										

医療サービスに関すること

医療機関を退院した後、自宅で医療サービスを利用することができます。利用に当たっては、主治医や看護師、訪問看護ステーション等に相談しましょう。

名称	内容	問い合わせ先
訪問診療（医療保険）	長期の療養を必要としながら病院等へ通院することが困難な方に対し、事前に予定を立てて定期的に自宅を訪問し、診察、相談、薬の処方や予防接種などを実施します。各種保険に応じた自己負担が発生しますが、「 小児慢性特定疾病医療費助成制度（P7） 」や「 障がい者医療費助成制度（P8） 」に該当する場合は、制度利用により負担を軽減することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療サービスの利用について ⇒ 各病院等 ・ 自己負担額について ⇒ 各健康保険組合
訪問看護（医療保険）	看護師等が定期的に自宅を訪問して、医師の指示のもと病状の観察や医療的なケア、医療機器の管理や操作・指導などを行うサービスです。育児全般の相談やご家族の健康相談なども併せてできます。各種保険に応じた自己負担が発生しますが、「 小児慢性特定疾病医療費助成制度（P7） 」や「 障がい者医療費助成制度（P8） 」に該当する場合は、制度利用により負担を軽減することができます。	
訪問リハビリテーション（医療保険）	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などのリハビリテーションの専門職が自宅に訪問し、医師の指示のもと、姿勢についてのアドバイスや関節が固まらないための運動、日常生活に係る動作の訓練などを行います。	
訪問調剤管理（医療保険）	医師の指示のもと処方箋のお薬を、薬剤師が届けてくれるサービスです。健康状態や生活環境を確認し、処方の見直しを医師に提案したり、飲みやすいように錠剤を砕く等の対応をしてくれる薬局もあります。	

医療サービスに関すること その2

名称	内容	問い合わせ先
<p>神奈川県メディカル ショートステイ事業</p>	<p>【対象者】 ①県内在住（政令市及び中核市を除く）の重症心身障害児又は高度な医療的ケアを必要とする児 ②常時医学的管理を要する方 ③満床等の理由により医療型短期入所が利用できないこと</p> <p>【利用できる場合】 ・保護者等の休養、冠婚葬祭、兄弟児の対応、保護者の病気等</p> <p>【利用可能日数】 ・1回あたり最長7日</p> <p>【入院費用】 ・公費負担対象外の方は医療費の自己負担が発生。その他入院先の物品を使用した場合は保険外の自己負担が発生。</p> <p>【利用する病院】 神奈川県が本人の状態等をふまえて協力病院の中から調整します。</p>	<p>神奈川県障害福祉課 地域生活支援グループ 045-210-4713</p> <div style="text-align: right;">  <p>◀ 神奈川県 ホームページ</p> </div>

障害福祉制度に関すること(障害者手帳について)

障害者手帳を取得することは、障害福祉サービスを受給するための受給者証を発行する条件の一つです。また、取得することで公共交通機関の割引や、税の減免が受けられることがあります。

名称	内容	問い合わせ先
身体障害者手帳	肢体不自由、内部（心臓、腎臓等）、視覚、聴覚、平衡機能、音声言語、咀嚼といった各身体機能に一定の障がいがある方に交付されます。 等級は1（重度）～6級（軽度）に区分されます。 申請には指定医による診断書の作成と神奈川県での判定が必要です。	障がい福祉課 046-235-4812
療育手帳	18歳未満までに、知的な障がいがある方に交付されます。18歳到達以降に、受傷や疾病によって知的・認知の程度が下がったという方は対象外です。 等級は重度からA1、A2、B1、B2等に区分されます。 18歳未満で新規取得をされる場合は、申請前に厚木児童相談所での判定が必要です。	
精神障害者保健福祉手帳	てんかん等の精神疾患や発達障がいがある方に対して交付されます。 障がいの程度により1～3級に区分されます。	

障害福祉制度に関すること

各制度を利用するためには、事前申請や障害者手帳の所持などそれぞれ条件がございます。

また、市が支援の必要度に基づいて利用できるサービスの種類や量を決定しますので、利用を検討される際には、障がい福祉課の担当ケースワーカーまでご相談ください。

サービス名	内容
障害児相談支援 (計画相談支援)	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するための利用計画を作成したり、障がい児者及びその家族の全般的な相談に対応するために専門の相談員が配置されています。 ※受給者証が必要です。
短期入所 (ショートステイ)	保護者等の居宅において介護を行う者が病気やその他の理由により、一時的に介護できなくなった場合に、障害者支援施設、障害児入所施設等に一時的に入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。なお、医療的ケアが必要な方が利用できる福祉型強化、医療型短期入所事業所もあります。※受給者証が必要です。
児童発達支援	小学校就学前の発達につまづきのあるお子さんに対して、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等の療育を行います。なお、看護師が配置され、医療的ケア児の対応が可能な事業所もあります。※受給者証が必要です。
放課後等デイサービス	在学中の障がい児や発達に特性のあるお子さんに対して、放課後や長期休みに生活能力の向上や社会との交流の促進を目指し、発達に合わせた療育支援を行います。なお、看護師が配置され、医療的ケア児の対応が可能な事業所もあります。※受給者証が必要です。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校などの集団生活の場に通所（通園・通学）している障害児が過ごしやすい環境となるよう、障害児と共に支援員が障害児の通う施設を訪問し、必要な支援や環境整備を行います。

障害福祉制度に関すること その2

各制度を利用するためには、事前申請や障害者手帳の所持などそれぞれ条件がございます。
また、市が支援の必要度に基づいて利用できるサービスの種類や量を決定しますので、利用を検討される際には、障がい福祉課の担当ケースワーカーまでご相談ください。

サービス名	内容
移動支援	屋外での移動が困難な障がい児者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出における移動の支援を行う。（通院の付き添いは不可、通学時の利用については条件があります。）※受給者証が必要です。
日中一時支援	日中に、障がい福祉サービス事業所等において障がい児者を預かるとともに、普段介護している家族の一時的な休息を目的とするものです。※受給者証が必要です。
訪問入浴サービス	在宅生活している、入浴することが困難な身体障害者及び障害児の自宅を訪問し、移動入浴車内又は身体障害児者宅内にて週1回程度実施する入浴サービス事業です。
補装具の交付・修理	障がいの内容や程度によって、車いすや補聴器、座位保持椅子などの補装具の交付や修理を受けることができます。なお、更生相談所の判定が必要な場合や、他制度による補装具申請が必要な場合もございます。（事前申請）
日常生活用具の給付	在宅の重度の障がい者に対し、障がいの内容や程度によって入浴補助用具や、電気式たん吸引器などの用具の給付を受けることができます。（事前申請）
福祉タクシー券	一定以上の等級の障害児者に対し、1枚400円のタクシー券をひと月5枚の割合で年度分（申請月以降分）を交付します。

近隣で医療的ケア児が利用できる事業所

福祉サービス	事業所	住所	問い合わせ先
児童発達支援	重症児デイファミリー海老名	海老名市国分南1-11-6フレクシオン国分南1階	046-244-3591
短期入所	オトノハ	海老名市下今泉4-2-14グランツ海老名1階	046-204-6615
短期入所	あおば	大和市柳橋5-2-3	046-206-5858
短期入所	七沢療育園	厚木市七沢516番地	046-249-2720
短期入所	ショートステイHug Hug	厚木市温水1016	046-247-1577
短期入所	県立こども医療センター 重症心身障害児施設ひだまり 肢体不自由児施設つばさの木	横浜市南区六ッ川2-138-4	045-711-2351
日中一時支援	たけの子クラブ	海老名市浜田町25-10	046-259-5842

< ライフステージごとの支援等一覧 3 >

※条件等ございますので、詳細は各種窓口へお問い合わせください

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7~12歳	13~15歳	16~18歳	19歳~
保育 教育	保育所							地域の学校 特別支援学校			大学等
				幼稚園							
兄弟 姉妹 支援	ファミリーサポートセンター(生後3か月~小学校6年生)										
	保育園一時預かり										
	療育時支援事業(生後6か月~) (わかば学園に通う児の兄弟児支援)										

保育・教育に関すること

サービス名	入園・入学に係る手続き方法・時期
<p>保育園・幼稚園</p>	<p><保育園> 入園申し込みは随時受け付けています。4月入園の申し込み受付は、毎年10月頃から行います。5月以降の申し込みは毎月1日を入所希望日とし、前月の15日を締め切りとしております。 申請書類とともに「医療的ケア児の保育所受入れガイドライン」に記載されている必要書類を、海老名市保育・幼稚園課に提出してください。 なお、認可外保育園は各施設で申し込みを受け付けていますので、詳しくは各園へ直接お問い合わせください。</p> <p><幼稚園> 市内の幼稚園は全て私立であり、入園申し込み等は各施設で行います。 4月入園は、例年10月頃に願書が配布されます。申し込み、面接等を行ったのち、幼稚園の決まりに従って入園手続きが行われます。 5月以降も申し込みを受け付けている場合もありますので、詳しくは各園へ直接お問い合わせください。</p>
<p>小学校</p>	<p><就学相談> 就学先の決定やお子さんの教育的ニーズ、支援について就学相談を行います。保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先について検討していきます。</p> <p><時期> 小学校へ入学する前年の4月から10月にかけて、就学相談を受付します。時期になりましたら、教育支援センターへご連絡ください。支援学校を考えている場合は、5月末までにご相談ください。10月には、市立小学校の特別支援学級見学会を開催します。</p> <p><連絡先> 海老名市教育支援センター 電話：046-234-8764</p>

兄弟姉妹児のサポートに関すること

サービス	内容	問い合わせ先
ファミリーサポート	有料でお子さんの預かり、習い事の送迎等	ファミリーサポートセンター (子育て支援センター) 046-235-8300
保育園の一時預かり	一時的な保護者の病気や出産、その他 リフレッシュ目的に有料で一時的に預かる 制度	各保育園へ直接
療育時支援事業 わかば学園に通う児の兄弟児支援	わかば学園に通う児の相談時間中に、 兄弟児の保育を別室で行う	海老名市立わかば学園 046-235-2703
学童保育クラブ	就労、介護、看護等の理由により、保護者 が昼間家庭にいない小学生のお子さんを預 かる制度	学び支援課 046-235-4926

気軽に遊びに行ける場

🌸 赤ちゃんサロン

🌸 年齢別サロン、年齢別育児相談移動サロン

🌸 親子プレイルーム

🌸 すくすく広場

🌸 とびだせ移動サロン：公立保育園の園庭で遊びます。直接会場へ。

【問い合わせ先】

子育て支援センター 海老名市中新田377番地
(えびなこどもセンター 3階)

☎ 046-233-6161



福祉避難所について

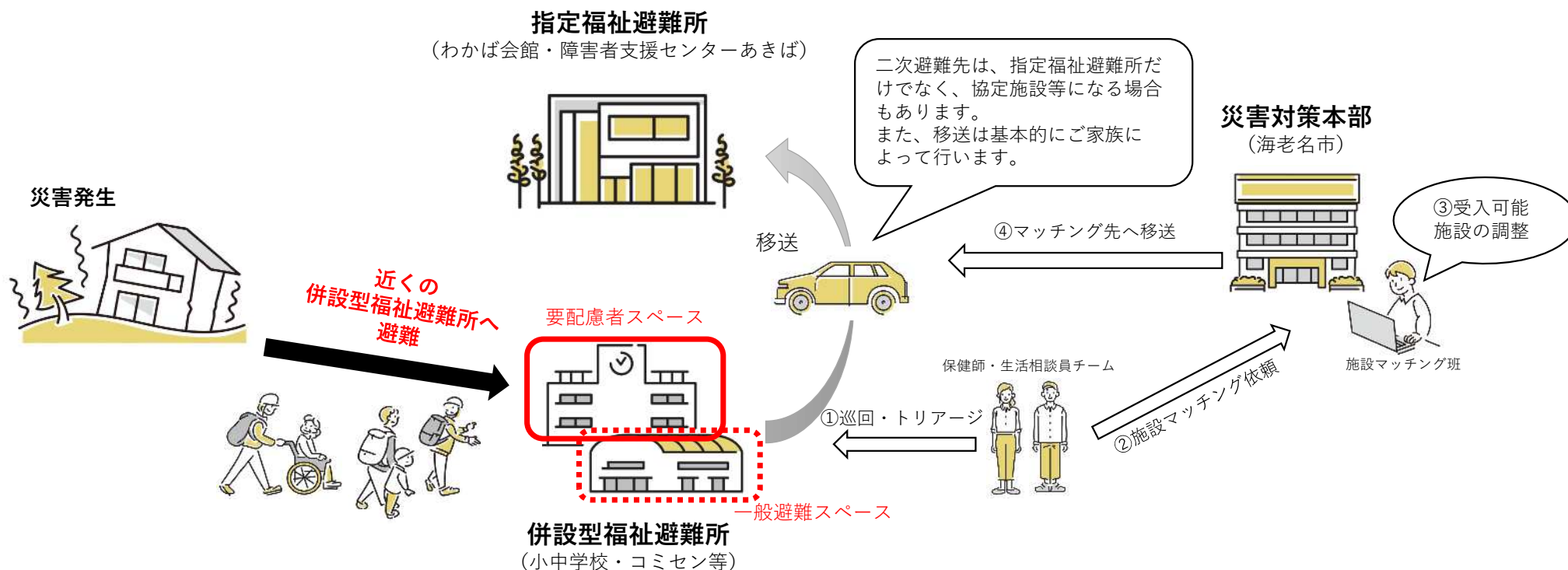
福祉避難所とは、避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする避難所のことです。

市内には、「単館型福祉避難所」と「併設型福祉避難所」の2種類があり、それぞれ受入対象者が定められていますが、医療的ケアを必要とする方はどちらの避難所も利用が可能です。

種別	名称	住所	受入対象者
単館型福祉避難所	海老名市立わかば会館	中新田383-1	・身体障害者手帳1, 2級かつ療育手帳Aの方 ・医療的ケア（呼吸又は栄養に関するもの）が必要な方
	障害者支援センターあきば	上今泉6-11-20	
併設型福祉避難所	小・中学校、コミセン等	市内32か所	高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する方

各避難所の「要配慮者スペース」への避難が可能です。

◎単館型福祉避難所への避難が難しい場合は…？



単館型福祉避難所での受入対象の方についても、避難所までの避難経路が遮断されている等、避難が困難な場合は、近隣の併設型福祉避難所への避難も可能です。





また、在宅避難や普段関わりのある医療機関に避難するなど、公的な避難所に限らず、命を守るために最も効果的な方法を平常時から考えておくことが大切です。

災害への備え

医療的ケア児の生活は、電気・ガス・水道などのライフラインが欠かせなかったり、避難経路や避難方法の確保が必要であったりと、健常者以上に困難を極めます。

いつ起こるかわからない災害に備え、普段から防災について考えておくことが重要です。

いざという時に落ち着いて行動できるよう、防災情報の入手方法や災害時の対応について確認しておきましょう。

サイト	概要	サイト情報
海老名市防災ホームページ	市内避難所、防災ガイドブック、緊急情報等、防災情報が掲載されています。	 ◀ 海老名市防災ホームページ
防災ガイドブック 	ハザードマップと防災情報を1冊にまとめたものです。防災ホームページまたは防災アプリからご確認いただけます。	 ◀ 海老名市防災ホームページ内
医療的ケアが必要な子どものための「災害対策マニュアル」 (国立成育医療研究センターホームページ)	停電の備えや、外部電源の確保方法等の情報を知ることが出来ます。	 ◀ 神奈川県ホームページ

持ち出し物品（医療的ケア児関連）

	品目	個数	備考		品目	個数	備考
吸引	吸引器（手動式・足踏み式）			気管切開	予備気管カニューレ		
	吸引チューブ				Yガーゼ		
					人工鼻		
吸入	吸入器			経管栄養			
	薬剤				栄養チューブ		
					栄養剤		
人工呼吸器	回路			経管栄養セット			
	延長コード						
	モニター			非常用電源	予備電源		
	加温加湿器				蓄電池		
	滅菌精製水				燃料（カセットボンベ等）		